

University Academic Repository

Institutionalization of Procedural Environmental Rights : A Case Study : Integrated Resource Management in New Zealand

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-10-26 キーワード (Ja): キーワード (En): Resource Management Act in NZ, Integrated Environmental Management, Procedural Environmental Rights, Resource Consent 作成者: Yasuda, Rie メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/283

研究ノート

手続きの環境権の制度化

～ 事例研究 ニュージーランドの統合的資源管理 ～

Institutionalization of Procedural Environmental Rights
—A Case Study: Integrated Resource Management in New Zealand—

安田 利枝
Rie YASUDA

<要約>

「良き環境を享受する権利」として主張される環境権は、国際環境法から見て原理的権利としては確立しつつあるといえる。しかし、実質的な権利内容の確定はきわめて困難であり、環境権を手続きの権利として確立していくべきであるとの議論が環境法学の分野で優勢になりつつある。環境にかかわる利害関心と価値観の間の紛争・対立が激しく、これは民主主義的諸制度における政治的調整に委ねざるを得ないという認識がそこにはある。

ニュージーランドの資源管理法は、国内のほぼあらゆる資源管理を、環境に関わる規範と地域レベルでの「資源利用承認 resource consent」による利害関係者間の合意形成によって統合的に管理することを企図した環境手続き法である。手続きの環境権と環境の統合的管理という2つの視点から、法の実施状況についてみると、自治体間の能力格差、影響原則の実効性、公衆の意志決定への参画および司法アクセスの権利、そして中央政府と地方政府の政府間関係などの面でさらに検討を要する課題が見いだされた。これらの課題へのニュージーランドの取り組みを調査・検討することにより、資源管理法の施行から二〇年を経たニュージーランドの資源管理の法制度の評価を試みることができるだろう。

<キーワード>

ニュージーランドの資源管理法、統合的環境管理、手続きの環境権、資源利用承認制度
Resource Management Act in NZ, Integrated Environmental Management, Procedural Environmental Rights, Resource Consent

1 はじめに

社会諸科学のさまざまな分野で生活環境にかかわる公衆の権利主体性が議論されている。コモンズ論はその代表である。筆者は、土壌、大気、水、野生生物、生態系、自然の景観など自然環境保全への取り組み方法として手続き的環境権のもつ大きな理論的、実践的意義に一層の注意を払うべきだと考えている。手続き的環境権の考え方は、近年環境政治理論が焦点を当てている熟議民主主義の理論と大きく重なる。本稿は、この手続き的環境権を制度化したニュージーランドの資源管理の法制度を検討していくための準備作業である。

ニュージーランドは1991年に労働党政権下で環境保全と自然保護関係の50以上の法律を統廃合して資源管理法（RMA: Resource Management Act）を成立させた。以来、いくつかの改正を経つつもこの法を環境管理制度の中核に据えて統合的環境管理を目指してきた。第1章を理論編として世界的な手続き的環境権確立への動きを簡単に概括し、次いで、環境政策全体のあり方を考察するため、現在環境政治学の分野で支配的な環境ガバナンスという概念に代えて統合的環境管理の概念を提示する。そして、第2章では、ニュージーランドの資源管理法に内在する規範原理を抽出し、資源管理法の実際の運用における課題をこれまでの研究に依拠して整理する。最後に結論として、手続き的環境権と統合的環境管理という視点から見たときの今後の研究課題は何かを整理することとする。

2 手続き的環境権と統合的環境管理

2.1 原理的権利としての環境権

人々が、土地、清浄な大気、安全な水の希少性、水産物、林産物など自然資源、景観や豊かな生態系の貴重さを意識するにつれ、自然資源とアメニティについての権利構造を問い直す動きが出ている。自然が与える恵みと自然そのものはみんなのものであるはずという素朴な思いと私的財産権並びに経済活動の自由との相克がそこにある。

環境権という新しい権利は、環境が「みんなのもの」という集団的性格をもつゆえに、個人の人格権、財産権を中核にした近代法体系との整合性が常に問題になる。日本のこれまでの環境関連の裁判の判例では、環境権の議論に踏み込まず、わずかに人格権の延長線上で「良い環境を享受する権利」を認めているにすぎない。法理論的にも、環境の範囲、権利侵害の程度、権利者の範囲の曖昧性ゆえに、環境権を個人の環境に対する支配的、あるいは排他的権利として構成することは難点が多いとされる。

では、公共事業の実施等をめぐり政治的な公的意志決定の場で敗北した地域住民が、環境権を明確に掲げるかどうかは別として、なぜ、「良い環境を享受する権利」を司法の場に訴えて、事業体に損害賠償を求めあるいは事業の差止めを求めるのであろうか。それは、裁判では、政府であれ企業であれ強大な勢力を相手とした対等な言論の場が一定程度保証される

から、そして、裁判は常に既存の法令の枠内でなされるとは言え、原理的な権利の概念¹⁾に訴えることにより新たな権利の創造を司法に期待するからだといえよう。

国際社会には、すでにストックホルム人間環境宣言に始まり、開発と環境に関するリオ宣言、世界自然憲章、環境と健康に関するヨーロッパ憲章、国連欧州経済委員会が採択したオーストリア条約など環境権にかかわる数多くの綱領的文書ならびに条約が蓄積されてきている。国際環境法と呼ばれる諸宣言、諸条約である。国家レベルでもフランスが長い国民的議論の末に2005年に環境憲章を成立させたように、よい環境を享受する権利、国家の環境保全義務、国民の環境配慮義務などを憲法に規定する動きが続いている。原理的権利としての環境権はまさに確立しつつあるといえる。日本の憲法学にあっても、環境権を憲法13条と25条を根拠とした憲法上の権利として、すなわち自由権、社会権のような原理的権利、基本的人権とみなすのが通説であり²⁾、憲法改正時の環境権規定も議論の俎上に上っている。

2.2 環境権の具体的権利と手続き的権利

では、環境権の実体的内容は何か。保護法益としての環境の範囲は、身近な生活環境の保全、自然環境や景観の保護、生物多様性の保護、地球環境保全まで多層的で広範囲にわたる。どのような環境が良好なのかについての人びとの価値観も多様である。

人間と自然環境との良好で合理的な関係というものそもそも一義的に規定することはできない。なぜなら、第一に、多様性、多層性、複雑性、全体性、時間的・空間的限定性、可変性といった性質こそが環境問題の特徴だからであり、第二に、環境にかかわる行為者の立場、利害、価値観は多様だからである。環境法学者の中には環境権をその主体、対象、目的等々から詳細かつ具体的に規定しようとする議論もあるが、早晩、失敗を運命付けられているように思われる。環境の範囲も環境施策に関する社会的ニーズ、国民意識の変化に伴って変化するし、時々の社会的合意として、環境保全と保護の内容や実質を規定していかざるを得ないからである。

公共財としての環境の利用、配分は、民主的過程による社会的合意として決定されるべきであるという民主主義の原理におそらく異論はないであろう。むしろ、環境にかかわる言説、価値観、思想の多様性に鑑みて、環境にかかわる利害関心と価値観の間の紛争・対立は、民主主義的諸制度のもとで政治的調整に委ねざるを得ないというべきである。

欧州諸国における戦略的環境影響評価の普及に加え、リオ宣言第十原則³⁾を受けて、環境情報を得る権利、環境にかかわる計画や事業の意思決定への参画、紛争に至った場合の司法へのアクセスを公衆の権利として保証したオーストリア条約⁴⁾の成立もあり、環境法学者の中では環境権を手続き的権利として確立していく議論が優勢になりつつある。公衆の情報アクセス、意思決定への参画、司法的・行政的救済へのアクセスの権利を保障することをもって、「良き環境を享受する権利」を実現していくことが理論的にもかつ実践的にも妥当であるとの立場である。実際、国や自治体が実施する公共事業をはじめあらゆる事業計画決定に

についての市民参加が環境分野で、とくに環境行政において重要な要件となりつつある。

多くのことが行政裁量の範囲で処理されてきた日本でも、ここ十年ほどの間に自治体レベルで原子力関係施設や廃棄物処分場の立地をめぐる案件などが住民投票により事実上決定され事例が増えている。ワークショップ形式で住民の意見を聴取しながらまちづくりや環境に関する計画策定が行われることも多い。環境に悪影響を与える公共事業への財政支出行為の差止めを求める、あるいは違法支出だとして自治体に損害賠償請求をする、などの住民訴訟もなされるようになってきた。実態として、手続き的環境権の制度化がゆっくりと少しずつ進んでいるとみることができる。

2.3 統合的環境管理

政治学の領域では、参加民主主義との関連で「環境ガバナンス」という概念を用いて、環境問題に取り組むための民主的統制の重要性、あるいは「政府と企業と市民社会の協働」の重要性が論じられてきた。環境に良い結果をもたらすものは、地域住民が実質的に資源管理の主体であるような社会的諸条件である、あるいは環境を保護する組織が利用できるような参加、法、情報の機会構造である、と結論づけられるような事例が枚挙にいとまのないほど報告されているからである。そこには、ガバナンスを民主的統治と言い換えれば、民主的統治の進展が環境改善、保全に直接的につながるとの想定がある。だが他方、政府の政策形成・実施能力の重要性を浮かび上がらせる実証研究もある⁵⁾。

本研究では、政策学の視点から統合的環境管理という概念を用いて分析を進めることにしたい。その理由は、第一に、環境政策が人間と経済社会の生存の保全にかかわり本来的に各政策領域を横断する性格のものだからである。エネルギー、鉱工業、農林水産業等さまざまな政策分野に環境への配慮や、予防原則などの環境規範の原理を組み込んだ施策を実施していくという意味の「統合」が必要である。第二に、環境規制をはじめとする政府の政策形成・実施能力という統治の側面と下からの公衆の参加による民主的統制の側面がともに重要であるからである。中央政府と地方自治体の政府間での政策の統合、さらには国際環境法との整合性等も検討されなければならない。第三に、環境政策には、最新の自然科学の知見を統合する必要があることである。事業に先立って環境影響評価を実施しその結果を事業の内容、規模、実施の是非の判断に反映させる必要性についての認識は先進工業諸国ではほぼ共有されつつある。環境影響評価は、事業や計画の利害関係者にとって気象、土壌その他生態系についての専門知識との「対話」であるとも言える。

3 ニュージーランドの資源管理制度

ニュージーランドの資源管理法は、鉱物採掘と漁業を除いたほぼすべての自然資源(土地、水、森林、海岸、アメニティ、生態系、大気など)に係る人間の活動を統合的に管理する法

制度の中核をなす法である。その最も重要な特徴は、地域レベルの計画に基づき、開発などあらゆる事業の是非を地域レベルでの「資源利用承認 resource consent」によって判断、決定していく合意形成のための手続きを定めた統合的環境手続き法であるという点にある⁶⁾。

3.1 政策理念

資源管理法を成立させた包括的な政策理念は新自由主義である。中央政府の行政機構と機能を整理・統合・縮小させ、地方分権を推進する思想潮流の中で、1989年に地方自治法が成立する。地方自治の制度がリージョンとディストリクトの二層に整理され、財政的自立が図られ、地域資源の管理主体は地方自治体であるとされた。

中央政府の役割は、基本的に監督と監視（モニタリング）に限定され、自治体が計画を策定するための指針の提示、財政的・技術的支援はおこなわない。開発と環境という問題の立て方をすれば、新自由主義の理念に基づいて基本的に「開発自由」となった。この「開発自由」は、資源管理法に盛り込まれた環境についての規範原理と自然資源利用についての地域社会の合意の二つによって制約される。

3.1.1 資源管理法の規範原理と課題

資源管理法に内在する原理として第一に挙げられるのは、環境にかかわる国際的な規範原理として確立している持続可能性⁷⁾である。だが、資源管理法は、持続可能性を掲げながらその実、「持続可能性」というよりも「維持可能性」あるいは「mitigation(緩和)」を前提としているとの指摘もある⁸⁾。これは重要な論点の一つとなろう。

第二に予防原則である。予防原則は、資源管理法においては戦略的環境影響評価に基づいて環境への効果を判断基準とするという影響原則によって担保されることになっている。すべての事業計画実施の是非が環境影響評価をもとに個々の案件ごとに審査される。環境影響評価にかかる費用は事業申請者の自己負担であり、コストと利益、代替案の分析を含み、環境影響を回避、救済、軽減する対策がとられなくてはならない。環境影響評価の質が実際にどのように保証されているのか、実証研究を渉猟する必要がある。

第三の規範原理が汚染者負担原則である。環境汚染により人への健康被害や環境損害を与えた者が賠償責任を負うことは国際的に確立してきた規範原則である。汚染者負担原則については、紛争に至った場合の公衆の司法アクセスの権利が問題になる。さらに、この議論の系として挙証責任のありかたの問題もある。数々の環境訴訟で問われてきたのは、被害や損害についての挙証責任を被害、損害を受けた原告が負うことが果たして公平であるのかということであったとって過言ではない。資源管理法の規定と環境裁判所の判例において、汚染者負担原則がどの程度貫徹しているのか、この点も検討課題である。

3.1.2 資源利用承認制度—地域社会の合意—

中央政府は国家政策書、沿岸海洋政策書を策定し、地方自治体は政策書、計画書を策定する。そして、ある行為・事業を実施しようとする事業者は、「資源利用承認」（許認可）を自治体に申請する必要がある。誰でも、これらの国と地方の政策、計画、そして「告知」された事業計画に意見書を提出することができる。そして、意見書を提出したものは、公聴会で発言し、不服を環境裁判所に申し立てることができる。

実際には、決定過程の効率を期すために事前公聴会が数多く開催され、事業実施者と近隣住民その他の利害関係者との合意形成が図られていて、この事前協議はインフォーマルではあるが判例による法的な位置づけをもつ。事前協議、情報公開、意見書提出、コミッショナー主導の公聴会、地方政府による事後調査と監視に至るまでの意志決定の手法と手続きが、資源管理制度の中核をなしている。

資源管理法は、自然資源に対する本来の権利を公衆に与えていると解釈できる。実際に許認可の権限を持つのは地方政府であるものの、地方政府は法制度上地域住民の代理人である。事前協議を事業者の義務とし、意志決定への参画の機会を当該自然資源に利害関心を抱くあらゆる市民に提供しているという手続きにおいて、地域住民にその資源に対する本来の、一次的な権利を与えていると言うことができる。また、地方自治体が地域計画、土地計画を定め、重要な基準を提示するが、この計画策定のプロセス自体にも市民の参画が保証され、より開かれたものとなっている。ただし、実施面では、地方政府職員による裁量の問題、そして先進的な自治体と人的・財政的制約の大きい自治体との格差の2点が問題点として指摘され続けている。

3.2 法制度運用から見た課題

法制度運用上の課題として三点を取り上げておく。

一点目は、地方政府が「告知」についての裁量権をもつことから、影響原則、換言すれば環境影響評価の実効性が損なわれているという批判である。資源利用承認の正式の手続きが実行される事業計画は、地方政府が「裁量行為」「非適合行為」と判断し、住民に「告知」したものに限られる。「許可」「管理」「禁止」に該当すると判断される事業計画はもちろん「裁量行為」のうちほとんどのものが実は「告知」の対象外であるという。そして、「告知」の対象にならなかった事案についての提訴は環境裁判所になされるが、提訴にあたっては申請者に大きな「環境被害」があるという要件が課せられる。

[平松、2003]によれば、「本質的に、日本の『法』による規制主義と異なる手続き基本法であり、それがゆえに RMA [資源管理法] による環境保全の実際もその適用主体関係者の姿勢に左右される」⁹⁾。公衆の環境に対する法的権利主体性をどのような制度設計によって貫くことができるのか、意志決定過程への参画、司法アクセスの問題として捉え、検討していくことが必要となる。

二点目に、環境影響評価を必要とする事業の規模や性質、影響評価の実施項目などが自治体によって異なる点が問題とされる。影響評価が自治体ごとに多様であるとすれば、国家レベルでのミニマム基準やガイドラインの必要性が当然議論されるようになる。ニュージーランド政府が環境影響評価の手続きについて自治体間の格差をどのように調整しているのか、していこうとしているのが、国家、中央政府の責任範囲をどのあたりに定めるのか、今後の分析において一つの焦点となる。

三点目は、利害関係者にとっての時間と費用のコストの大きさがもたらす障壁の問題である。特に市民や環境保護団体にとって、公聴会等に向けて事業計画、景観、環境技術の専門家やコンサルタント、弁護士に支払わなければならない費用は大きく、さらに環境裁判所への提訴にかかる費用は莫大なものになる。財政基盤の脆弱な環境 NGO にとっては実質的な合意形成への参加の障壁、被害や損害の回復の障壁となるものである。これについては、環境法律扶助制度の成立が一定の解決を与えたが、1 件につき 2 万ドルという上限枠への不満、敗訴負担についての批判もある¹⁰⁾ という。

4 結論：手続き的環境権と統合的環境管理から見たニュージーランドの自然資源管理

資源管理法は世界の環境法制度の中でも優れた法制度としての評価が高い。その第 1 の理由は、自然資源の利用をめぐる利害当事者間の対立や紛争を対等な立場で議論を重ねて社会的合意形成により解決する、その交渉のメカニズムを法的に保証していることにある。資源管理法という手続き的環境権を定めた法は、資源利用承認制によって緑の政治理論家たち¹¹⁾ が語る「熟議による公共利益」を実現する場をある程度保証しているものと見ることができよう。さらに検討を進めなければならない問いは、決定過程への参加の権利、司法アクセスの権利が実質的にどの程度保証されているか、である。

2.3 で述べた統合的環境管理という視点からみると、資源管理法は、環境の諸側面を横断するという意味での統合性を当初から企図しており、これをほぼ満たす方向へとさらなる法の修正が続いている。鉱業活動による環境影響、人工林の伐採許可、養殖漁業、沿岸海洋地域でのごみの処理、処分などがさらなる資源管理法の対象となってきた¹²⁾。

政府による統制と民主的統制との統合については、地方自治体間の格差が大きく、全国的な環境影響評価のミニマムな基準の設定と、財政的な余裕のない自治体への支援の必要性が課題であると認識されている。この方向での法制度の修正についての動向を確認する必要がある。また、エネルギー政策など国家レベルで重要な事業について決定権限を中央政府がもつのか、自治体がもつのかについての議論を追う必要がある。

最新の科学的知見と政策との統合については、地方自治体に環境データや専門知識を提供し、資源管理法下で地方自治体に「意見書」を提出する役割を担っている自然保全局と自治体の関係、そして、保全局が提供する環境情報を活用し事業活動を事後監視していく自治体

の能力について、さらに実情を把握する必要がある。

今後、こうした法制度運用上の実態を調査し、指摘されている諸課題へのニュージーランドの取り組みを検討することにより、資源管理法の施行から二〇年を経たニュージーランドの資源管理の法制度の評価を試みることができると考えている。

注

- 1) 権利の三つのレベルを最も説得力のある形で示したのが、〔谷口安平、1984〕である。谷口によれば、「実体法の体系は多くの権利や利益を含んでいるが、これらは一定のシステムの中で多重的な構成を示している。・・・このような権利の多重構造を単純化すると、最上位に位する原理的権利概念、具体的権利、具体的権利を保護しその機能を全うさせるための手段的権利概念の三段階を区別できる」(p.167)。そして、裁判官の権利創造は、権利の多重構造の中の具体的権利と手段的権利についてなされ、「権利生成は直接的な現象としては必ず手段的権利のレベルでおこる」と整理した。
- 2) 〔松本、2006〕は、「憲法学の通説は環境権を憲法上の権利であると見ているが、これを否定する見解も有力であるから、憲法上の権利性は自明というわけではない」(p.21)として、憲法を頂点とする個人の権利・義務の近代法体系全体の中で、環境権という集合的権利がいかにかに馴染みにくいかを明快に説いている。ただし、松本も、環境権論を批判した上で、手続き的アプローチとしての環境権を救い出す議論をしている。
- 3) 地球サミットで採択された環境と開発に関するリオ宣言第10原則では、「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる」として諸種の政策、施策を選択するに際して、公衆が関連する情報を入手し、意思決定過程に参加し、賠償、救済を含む司法及び行政手続きへのアクセスが与えられなければならない」と宣言した。
- 4) オーフス条約の詳細な紹介については、〔高村、2003〕を参照のこと。
- 5) 世界銀行の「世界ガバナンス指標」とD.エスティらによる「環境パフォーマンス指数」を使って両者の相関を分析した大山耕輔によれば、ガバナンス要因の中でも「政府の有効性や規制の質といった政府による政策形成・実施能力（の認識）に関わる伝統的ガバメント」の要素の重要性が示唆されたという。〔大山、2011、p.56〕
- 6) 以下、本稿における資源管理法についての理解は、主として平松紘による諸論考、〔鄭、2002〕、〔広田、2006〕に依拠している。
- 7) 持続可能性の厳密な定義は困難であるが、多くは、環境的な持続可能性、世代間衡平、社会的衡平・南北間衡平の要素が含まれる。しばしば「弱い持続可能性」と「強い持続可能性」という区別がなされ、前者は人工資本と自然資本との代替可能性を前提として、両者をあわせた総資本を損なわないようにするという立場である。これに対し、後者は自然資本の水準を時間軸の中で一定の水準に保とうとする立場である。〔諸富、2003、p.23〕
- 8) 〔平松、2003、pp.234-236〕
- 9) 〔平松、2003、p.222〕
- 10) 〔平松、2003、p.221〕
- 11) ここでいう緑の政治思想家とは、その思想的立場において多様でありながらも、環境保護や自然保

護に深くコミットしている思想家たちをいう。A.ドブソンの「エコロジズム」、R.エッカースリーの「エコ中心主義」、J.S.ドライゼクのいう「エコロジー的民主主義」に位置づけられる人々である。緑の政治思想の多様性ゆえに、九〇年代以降の環境政治学は討議民主主義への関心を高めている〔伊丹、2010、p.218〕。熟議を支える原理として論究されることの多い「包摂」「平等」「相互の尊重」「決定の公正さ」などの視点から、資源管理法の運用状況を評価する試みは、熟議民主主義という規範原理と経験的研究との対話として、あるいは、熟議民主主義を政策の分析枠組みとして設定し、政策を評価する研究であると考えられることでもできるだろう。

- 12) 〔平松、2003、p.215〕。人工林の伐採、天然林から人工林への転換事業については大部分が許可され、資源管理法の限界を問う声も強いという。

参考文献

- [1] 阿部康隆 (2002) 「環境法学の(期待される)未来像」大塚直・北村善宣編『環境法学の挑戦』日本評論社
- [2] 伊丹謙太郎 (2010) 「環境政治理論にとっての環境問題」 齋藤純一編『公共性の政治理論』ナカニシヤ出版 pp.207-222
- [3] 大山耕輔 (2011) 「ガバナンスを改善すると環境もよくなるのか」 長峯純一編著『比較環境ガバナンス』ミネルヴァ書房 pp.32-56
- [4] 柿澤宏昭・野寄直 (2001) 「ニュージーランドにおける資源管理制度の現状と課題－新自由主義改革と資源管理」日本林業学会誌 第83巻1号 pp.5-13
- [5] 高村ゆかり (2003) 「情報公開と市民参加による欧州の環境保護－環境に関する、情報へのアクセス、政策決定への市民参加、及び、司法へのアクセスに関する条約(オーフス条約)とその発展－」『静岡大学 法政研究』8巻1号
- [6] 谷口安平 (1984) 「権利概念の生成と訴えの利益」新堂幸司編『講座 民事訴訟2 訴えの提起』弘文堂
- [7] 鄭成春 (2002) 『自然環境保全的土地政策の法経済学的研究－4 カ国の比較制度分析－』一橋大学博士論文
- [8] 土屋俊幸 (1998) 「ニュージーランドにおける環境保全に配慮した自然資源管理政策と市民参加に関する研究」文部科学省科学研究費研究成果報告書 1997年度－1998年度 国際学術研究
- [9] デービッド・グリーンリントン (1999) 平松紘(訳)「ニュージーランドにおける統合的環境管理」『青山法学論集』第41巻1・2・3合併号
- [10] 平松紘(1996-1998)「ニュージーランド資源管理法(1)(2)(3)(4)」青山法学論集 第38巻2号、pp.27-59、第39巻1号、pp.77-96、第39巻3・4合併号、pp.39-72、第40巻2号、pp.105-134
- [11] 平松紘 (2003) 「ニュージーランド「資源管理法」(RMA)の改正論議－世界で最も進んだ環境法の問題点－」『青山法学論集』第45巻3号 pp.209-238
- [12] 広田純一 (1999) 「ニュージーランド資源管理法における開発・土地利用コントロールの方法」『農村計画論文集』1999年11月号 pp.1-6
- [13] 広田純一 (2006) 「地方分権・新自由主義のもとでの総合的資源管理－ニュージーランドにおける資源管理制度の現状と課題－」畠山武道・柿澤宏昭編著『生物多様性保全と環境政策－先進国の政策と事例に学ぶ』北海道大学出版会
- [14] 松本和彦 (2006) 「憲法学から見た環境権」人間環境問題研究会編集『環境法研究 特集環境権

と環境配慮義務』31号 有斐閣 2006年10月

[15] 諸富徹 (2003) 『環境 (思考のフロンティア)』岩波書店 2003年

(平成23年5月22日受付、平成23年7月19日再受付)